

令和6年度 彩の国リサイクル製品募集要項



埼玉県のマスコット コバトン



埼玉県
令和6年11月

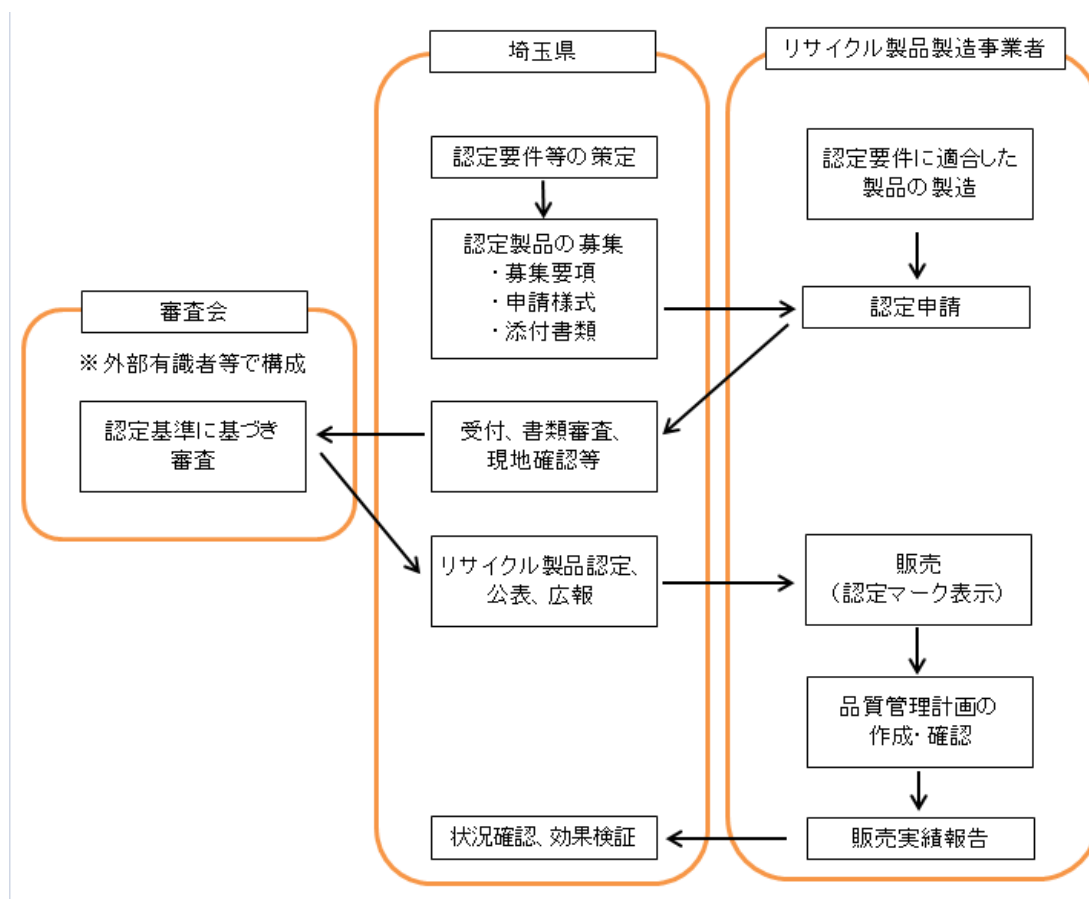
1 制度の目的等

埼玉県では、グリーン購入の推進と廃棄物等の発生抑制、再生利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の廃棄物最終処分量（率）の削減と循環型社会の形成に資することを目的として、平成24年度に「彩の国リサイクル製品認定制度」を創設しました。

今年度は「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」（以下「要綱」という。）第3条に定める要件を満たす18品目の製品について、要綱第4条に基づき、申請の募集を行います。

なお、認定までの主な流れは、以下のとおりです。

<認定のながれ>



2 認定要件

【彩の国特選リサイクル製品】

- (1) 従来製品の代わりに使用できること。
- (2) 県内で安定的に販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (3) 埼玉県内で発生する循環資源を原材料に使用していること又は埼玉県が関与する廃棄物リサイクル拠点である「彩の国資源循環工場」で製造されていること。
- (4) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造されていること。
- (5) 原材料調達、製造、販売、廃棄等において各種法令が遵守されていること。
- (6) 安全性、品質等について、別に定める認定基準を満たしていること。
- (7) 認定製品の単価が同等の性能を有する従来製品の単価に対して同額以下のもの又は同一の仕様（規格）及び性能を有する製品等の単価と比較して同額以下のもの。

(8) 埼玉県内の直営工場で製造されたもの又は埼玉県内に本店若しくは本社を置く会社の直営工場
(県外の直営工場でも可) により製造されたもの。

【彩の国リサイクル製品】

上記「彩の国特選リサイクル製品」の認定要件のうち、(1)～(6)の要件を満たすもの。

3 募集品目

「2 認定要件」を満たす以下の品目の製品を募集します。

| 大項目 | 中項目 | 製品例* |
|-----------------------|--------------------|----------------------|
| (1) 古紙再生品 | | |
| | 衛生用品 | ①トイレットペーパー |
| (2) 木質由来の再生品 | | |
| | 廃木材等を使用したボード | ②パーティクルボード、繊維板 |
| (3) 廃プラスチック再生品 | | |
| | 文具類 | ③ |
| | 再生作業手袋 | ④ |
| | 園芸用品 | ⑤ベンチ、擬木、プランタ |
| | 再生ビニル樹脂製品 | ⑥再生ビニル床シート |
| | 再生硬質塩化ビニル管 | ⑦ |
| | 化粧シート | ⑧ |
| (4) 再生土木資材 | | |
| | 溶融スラグ | ⑨スラグ単体 |
| | 溶融スラグ混入アスファルト混合物 | ⑩ |
| | 再生骨材入りコンクリート | ⑪ |
| | 再生材料を用いたコンクリート二次製品 | ⑫ブロック、コンクリート管、側溝、擁壁等 |
| | 再生材料を用いたセメント | ⑬ポルトランドセメント、エコセメント等 |
| | 浄水発生土を使用した土壌改良材 | ⑭ |
| | 再生路盤材 | ⑮ |
| | 埋戻し用再生砂 | ⑯ |
| (5) たい肥 | | |
| | 食品を用いたたい肥 | ⑰ |
| (6) RPF | | |
| | RPF | ⑱ |

*製品例の①から⑱については、4.2の認定基準による。

4 認定基準

本制度の認定を受けるためには、全ての製品に適用する共通基準と、個々の製品ごとに設定している個別基準の両方を満たす必要があります。

4.1 共通基準

共通基準（要綱第3条関係）

| 区 分 | | 認定基準 |
|-------|----------------|---|
| 1 安全性 | (1) 特別管理廃棄物 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原則として原材料に使用していないもの。</p> <p>※例外：特別管理一般（産業）廃棄物を原材料とする場合でも、原材料の無害化に特段の配慮がなされ、製造される製品が安全であることが認められる場合は認定することができる。</p> |
| | (2) 有害物質 | <p>環境中に溶出する可能性のある製品については、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（溶出量）に適合すること。</p> <p>イ) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項（含有量）の規定による基準に適合していること。</p> <p>ウ) 溶融スラグに関しては、「JIS A5031一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」又は「JIS A5032一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の有害物質の溶出量及び含有量の基準に適合すること。</p> |
| | (3) ダイオキシン類 | <p>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が250pg-TEQ/g未満であること。</p> |
| | (4) 石綿 | <p>ア) 原材料に廃石綿等及び石綿含有廃棄物を含まないこと。</p> <p>イ) 製品が石綿含有廃棄物に該当しないこと。</p> |
| | (5) 放射性物質 | <p>製品の放射性セシウム濃度が100Bq/kg以下であること。</p> |
| 2 品質 | | <p>ア) 埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針の特定調達品目の判断の基準等に適合していること。</p> <p>イ) 埼玉県土木工事共通仕様書の各項目に適合すること又は埼玉県建築・電気設備・機械設備工事特別共通仕様書第1章1節で適用する標準仕様書各章に規定する材料に適合すること。</p> <p>ウ) ア、イに該当しない場合は以下の基準を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格（JIS） ・日本農林規格（JAS） ・エコマーク認定基準 ・上記以外の公的機関等が定める基準又は類似製品の基準 |

| | |
|-----------|--|
| 3 循環資源の割合 | <p>本要項に定めるもののほか、次の基準を満たすこと。ただし、本要項に定める循環資源の割合未満であっても、合理的な理由が明確に示す書類が提出され、審査会が適当であると認める場合は、この限りでない。</p> <p>ア) 埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目の判断の基準に循環資源の利用割合が示されている場合は、その基準を満たしていること。</p> <p>イ) アに該当しない場合は、原則として公的機関等が定める他の基準又は類似製品の基準によるものとする。</p> |
|-----------|--|

4.2 製品ごとの個別基準

(1) 古紙再生品

① トイレットペーパー

- ア 古紙パルプ配合率が100%であること
 - イ 蛍光増白剤を処方構成成分として添加していないこと
 - ウ JIS P4501の規定のうち、坪量、破裂強さ、ほぐれやすさ、形状の規格を満たすものであること
- ※ 古紙の定義については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）の「別記 2. 紙類（2）古紙及び古紙パルプ配合率」における「古紙及び関連する用語の定義」による。

(2) 木質由来の再生品

② 再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板）

- ア 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料の重量比配合割合が50%以上であること
- イ ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下（F☆☆☆☆）であること
- ウ JIS A5908又はJIS A5905の規格を満たすものであること

(3) 廃プラスチック再生品

③ 文具類

- ア 製品全体重量に対する再生プラスチックの使用割合が70%以上であること

④ 再生作業手袋

- ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすものであること
 - （ア）使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること
 - （イ）製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること
- イ 漂白剤を使用していないこと
- ウ 重作業用の製品については、JIS L4131の規格を満たすものであること

⑤ 園芸用品（ベンチ、擬木、プランタ等）

ア 製品全体重量に対する再生プラスチックの使用割合が50%以上であること

⑥ 再生ビニル床シート

ア 発泡層がなく複層のもの（FS）で、厚さ2.0又は2.5mm、無地又はマーブルのものであること

イ 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が、製品の総重量比で15%以上使用されていること

ウ 石綿を含有若しくは塗布していないものであること

エ JIS A5705の規格を満たすものであること

⑦ 再生硬質塩化ビニル管（単層管）

ア 排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質の塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で80%以上であること

イ JIS K6741の規格を満たすものであること

⑧ 化粧シート

ア JIS A5908（パーティクルボード）の化粧パーティクルボード、またはJIS A5905（繊維板）の化粧MDFの性能のうち、化粧シートの評価に係るものを満たすこと（注釈：特に平面引張強さ、耐衝撃性、耐酸性、耐アルカリ性、耐汚染性、耐変退色性、耐引っかき性について、該当する複数の性能を満たすこと）

イ 製品全体重量に対する再生プラスチックの使用割合が5%以上であること

(4) 再生土木資材

⑨ 道路用溶融スラグ<単体>

ア 一般の道路用材料としての加熱アスファルト混合物用骨材として用いる溶融スラグであること

イ JIS A5032の規格を満たすものであること

⑩ 溶融スラグ混入アスファルト混合物

ア 加熱アスファルト混合物の骨材として、埼玉県内で製造された一般廃棄物溶融スラグを使用していること

なお、使用する溶融スラグはJIS A5032の規格を満たすものであること

イ 溶融スラグの混入率は、合材全体重量の10%以下であること

ウ JIS K2207の規格を満たすものであること

⑪ 再生骨材（L）入りコンクリート

ア コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること

イ JIS A5023の規格を満たすものであること

⑫ 再生材料を用いたコンクリート二次製品

【共通】

ア 原料に以下の（ア）から（エ）のいずれかに該当する再生材料で、表1に示す名称ごとに指定された前処理がなされたものを用いたものであること

（ア）製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品

（イ）都市ごみ及び産業廃棄物焼却灰

（ウ）製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料又は不良品（原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く）

(エ) 水質浄化のための固形除去物（下水道汚泥、上水道汚泥、湖沼などの底泥）、建設汚泥等

表1 再生材料の名称と使用の認定に必要な前処理

| 再生材料の名称 | 再生材料としての認定に必要な前処理 |
|--|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・採石 ・珪砂水簸時の微小珪砂（キラ） ・鉄鋼スラグ ・ 鋳物砂 ・陶磁器屑 ・ 電気炉スラグ ・石炭灰 ・ 建設廃材（汚泥含まず） ・ガラスカレット | 前処理によらず対象 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市ごみ焼却灰 ・産業廃棄物焼却灰 ・建設汚泥 ・ 下水道汚泥 ・上水道汚泥 ・ 湖沼などの底泥 ・製紙スラッジ ・ アルミスラッジ ・メッキスラッジ ・ 研磨スラッジ | 溶融スラグ化 |

イ 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合はそれらの材料の合計）使用されていること

なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比で15%以上使用されていること

ウ 使用後さらにリサイクル使用できること

エ ガラスカレットを使用する製品については、製品の表面に露出するガラスカレットをエッジレス処理（溶融化、角とり）したものであること

【平板・インターロッキングブロック】

オ 歩道用の無筋コンクリート平板又はインターロッキングブロックであること

カ 湿潤状態のすべり抵抗値が、BPNで40以上であること

キ 品質・性能については、JIS A5371の「推奨仕様B-1平板」又は「推奨仕様B-3インターロッキングブロック」の規格を満たすものであること

【境界ブロック】

オ 歩車道境界又は歩道と民地との境界に用いる無筋コンクリートブロックであること

カ 品質・性能については、JIS A5371の「推奨仕様B-2境界ブロック」の規格を満たすものであること

【無筋コンクリート管】

オ 品質・性能については、JIS A5371の「推奨仕様A-1無筋コンクリート管」の規格を満たすものであること

【L型側溝】

オ 品質・性能については、JIS A5371の「推奨仕様C-1L形側溝」の規格を満たすものであること

【ブロック式擁壁類】

オ 品質・性能については、JIS A5371の「推奨仕様D-1積みブロック」又は「推奨仕様D-2大型積みブロック」の規格を満たすものであること

⑬ 再生材料を用いたセメント

- ア 都市ごみの焼却灰や下水道汚泥などの再生材料を含有したポルトランドセメント等であること
- イ ポルトランドセメントにあつては、セメントの種類に応じ、JIS R 5 2 0 1、JIS R 5 2 1 1、JIS R 5 2 1 2、JIS R 5 2 1 3の規格を、エコセメントにあつては、JIS R 5 2 1 4の規格を満たすものであること
- ウ 製品1トンの製造に使用する原料（燃料および混合材料を含む）のうち、再生材料の合計が0.4トン以上であること
なお、汚泥、スラッジなどの水分を含んだ再生材料は、入荷時の質量で算定する。
エコセメントは、製品1トンにつき都市ごみ焼却灰などの廃棄物を乾燥質量で0.5トン以上使用していること

⑭ 浄水発生土を使用した土壌改良材

- ア 浄水場から発生する汚泥を原料とした土壌改良材であること
- イ 国、自治体が発注するグラウンド工事等において、納入した実績があること
- ウ 製品の溶出試験（土懸濁液）の結果が以下の基準に適合していること
水素イオン濃度（pH）5.8～8.6
〔試験法を明記すること。（例：JGS（地盤工学会基準）0211）〕
- エ 製品の物性試験等に係る品質管理基準を設定し、当該基準を満たしていること
- オ 再生資源の合計重量が製品重量の80%以上であること

⑮ 再生路盤材

- ア エコマーク認定基準（舗装・道路用材）の再生路盤材の基準に適合していること。

⑯ 埋戻し用再生砂

- ア 粒度は、細粒分（75 μ m以下）の含有率（重量百分率）の上限が50%未満であること。
- イ 製品は廃棄物、泥などの有害物を含まないこと。
- ウ 焼却灰等を処理した再生砂の場合にあつては、JIS A 5 0 3 2（一般廃棄物、下水汚泥又はこれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の基準に適合していること。ただし、検査の頻度等にあつては、埼玉県溶融スラグ有効利用指針の4.溶融スラグの品質管理を準拠するものであること。
- エ 製品全体重量に対する再生材料の合計質量が70%以上であること。

(5) たい肥

⑰ たい肥（食品循環資源を用いたもの）

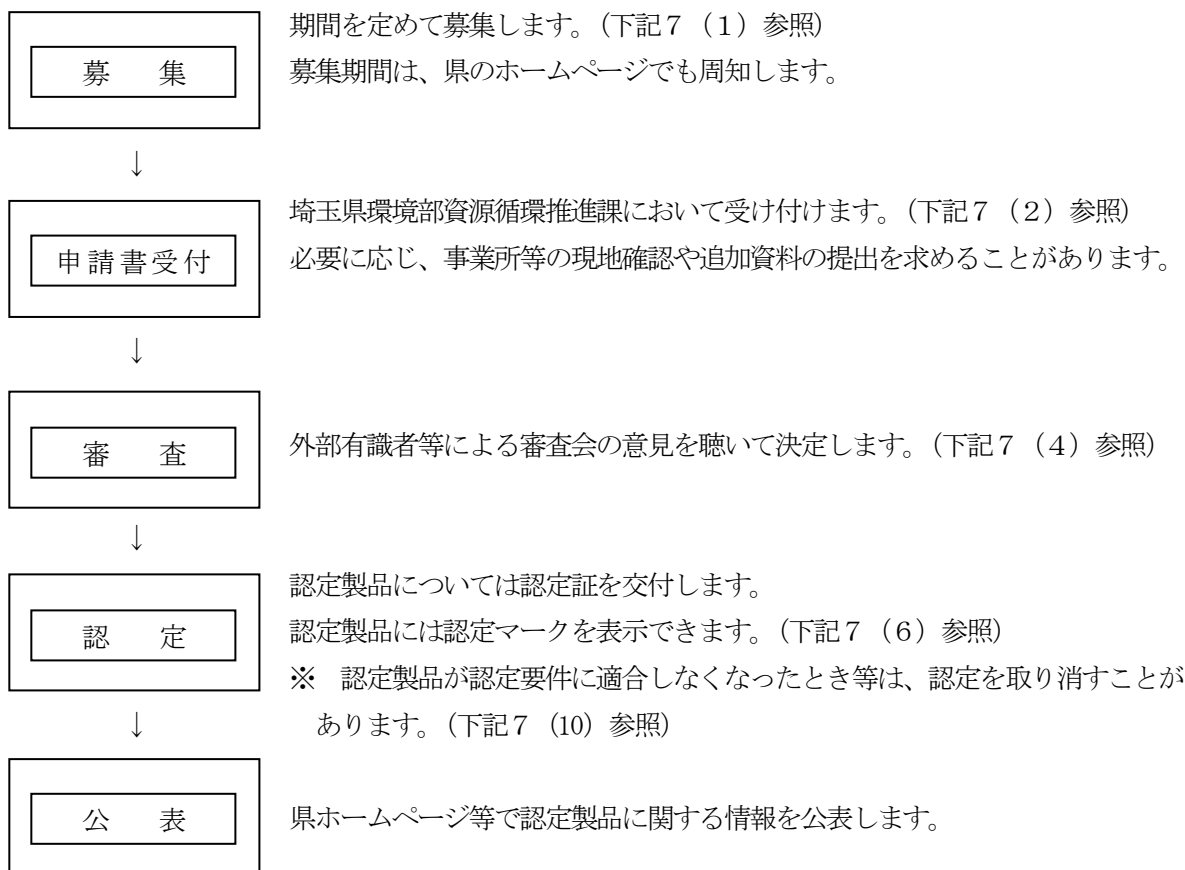
- ア 食品循環資源が原材料の重量比で50%以上使用されていること
- イ 肥料の品質の確保等に関する法律第22条及び第23条の規定による届出をしているものであること
- ウ 製造時において、表面から深さ30cm層の温度が連続7日間以上60℃以上で保持され、その後、7日間以上熟成期間（二次発酵）を置いたものであること
- エ 炭素量と窒素量の比率（C/N比）が20以下であること

(6) RPF

⑩ RPF

- ア RPFの主原料は、廃棄物由来の紙、木、プラスチックなどであること。なお、JIS Z 7311の品質項目の規定に適合する範囲内で、木くず、繊維くず及びゴムくずを、主原料に混合することができる
- イ JIS Z 7311の規格を満たすものであること
- ウ 再生資源の合計重量が製品重量の80%以上であること

5 認定の手続き



6 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、認定製品の品質、安全性を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければなりません。
- (2) 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければなりません。
- (3) 認定事業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績を彩の国リサイクル製品販売実績報告書(第8号様式)により報告しなければなりません。

7 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和6年11月19日(火)から令和6年12月19日(木)まで

※ 申請先に直接提出の場合は土日を除く午前9時から午後4時まで、郵送の場合は最終日の消印有効とします。

(2) 申請先

原則、電子データを下記メールアドレスあて送付してください。

(相談窓口)

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第三庁舎2階

埼玉県環境部資源循環推進課 サーキュラーエコノミー担当

電話 048-830-3107

E-mail : a3100-06@pref.saitama.lg.jp

※ 来課により申請・相談される際は、ご予約の上、お越しください。

(注1) 電子メールでの提出が困難な場合は資源循環推進課に事前相談の上、期限までに郵送又は持参してください。

(注2) 通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話(048-830-3107)でその旨をご連絡くださいますようお願いいたします。

(注3) ファイルは約10Mbまでメールに添付できます。それ以上になる場合、分割して送付してください。

(3) 申請書類及び申請手数料

ア 申請書

彩の国リサイクル製品認定申請書(第1号様式)

イ 添付書類

※ 郵送の場合は申請書、添付書類とも2部提出してください。申請様式は、ホームページからダウンロードできます。

なお、申請書記入要領は、ホームページを参照してください。

ウ 製品の写真の電子データ

エ 申請手数料

無料。ただし、申請のために実施する品質試験等に要する費用は、申請者の負担となります。

(4) 審査

ア 申請書の提出時に添付書類に記載漏れ等がないことを確認し、收受します。(申請書は返却いたしませんので、申請時に提出した申請書及び添付書類一式の控えを保管しておくことをお勧めします。)

イ 後日書類不備などが見つかった場合は、申請書の補正や再提出していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

ウ 審査の過程で、必要な資料の追加提出や試験検査の追加実施をお願いすることがあります。

エ リサイクル製品を製造・加工する事業場の現地確認を行う場合は、改めて連絡します。

オ リサイクル製品に関する外部有識者等による審査会を開き、意見を聴いて審査を行います。

カ 審査結果に基づき、知事が認定の可否を決定し、文書等により通知します。

キ 認定要件等が確認できない場合は、認定を行いません。

(5) 認定証交付及び認定の有効期間

ア 彩の国リサイクル製品認定制度により認定を受けた製品であることを証する認定番号を付した認定証（第3号様式）を交付します。

イ 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年を経過した年度の末日までです（本年度の認定の有効期間は、令和10年3月31日まで）。

有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、令和9年度の募集期間最終日までに所定の書類等を備えて、更新申請書（第1号様式）を提出してください。

(6) 認定マーク

本県のリサイクル製品として認定された場合、認定事業者は、次の認定マークを製品に表示することができます。また、「彩の国リサイクル製品」の文字及び認定番号を記載することができます。



(7) 申請の取下げ

申請製品に係る認定証の交付を受ける前に、申請の全部又は一部を取り下げる場合は、申請取下げ書（第2号様式）を提出してください。

(8) 変更申請、変更届出

認定証の交付を受けた後に、認定製品に係る次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更申請又は変更届出をしてください。

ア 変更申請書（第4号様式）

規格の変更又は追加、製造事業所の移転又は追加、原料の追加など

イ 変更等届出書（第5号様式）

認定事業者の住所・氏名、製品名、規格（試験等を必要としない軽微な変更）、製造事業所の名称、一部の原料の利用取り止め、原料とする循環資源の利用割合（認定基準に適合する範囲内）など

(9) 認定の辞退

認定証の交付を受けた後に、認定製品に係る次の事項に該当した場合は、遅滞なく認定辞退届出書（第6号様式）を提出してください。

ア 認定製品が認定要件に適合しないこととなるとき

イ 認定の条件を履行できなくなったとき

ウ 認定製品の製造を廃止するとき

エ その他特別な事情がある場合

(10) 認定の取消し

次に示す事項に該当するとき、認定の取消しを行うことがあります。

ア 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき

イ 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき

- ウ 認定事業者が申請者の欠格事由に該当したとき
- エ 認定事業者が正当な理由がなく認定の条件を履行しなかったとき
- オ 認定事業者が変更申請及び認定の辞退の届出の規定に違反したとき
- カ 認定事業者が要綱に基づく報告をしなかったとき並びに正当な理由なく職員による立ち会い、調査、質問等に応じなかったとき
- キ その他知事が特に必要と認めるとき

※ 各様式については、県資源循環推進課ホームページ等でご確認ください。